

学生と教員の見方



【アピールポイント】
野球をすることが好きです。高校3年生まで10年間野球をやっています。現在は少年野球の指導をしています。

ていたとしても賃借人に原状回復義務はない、ということや貸してもらえないのが学説・判例等の考え方であり、原状回復ガイドラインもその考えに沿って作成されている。

【学生の見方&考え方】
(3年 山寺大惟)

私は現在、大学のゼミナールで賃貸住宅の管理について学習している。今回は、中でも原状回復ガイドラインについて触れたいと思う。

賃貸借契約の退去時における原状回復は、貸した側と借りた側のどちらの負担で行うことが妥当なのか。原状回復に関するトラブルが発生することを未然に防止するために、一般的な基準をガイドラインとして1998年に国土交通省が公表したものが原状回復ガイドラインだ(2004年、2011年に改定)。

原状回復ガイドラインは借主を守れているのか

ガイドラインでは、原状ガイドラインと異なる契約回復を「賃借人の居住、使用内容を定めることも可能により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること」と定義し、賃借人が借りた当時の状態に戻すことではないことを明確化している。

「特約」が可能でトラブルも

消費者保護には法的効力も重要

用による損耗・毀損を復旧すること」と定義し、賃借人が借りた当時の状態に戻すことではないことを明確化している。単純に言えば、普通に住んで自然にできる汚れや損傷は、入居者の責任ではないということだ。

【教員による展開】
だが、原状回復ガイドラインは、法的な効力はない。貸主が指摘する内容、ガイドラインとは異なる内容の「特約」を結ぶことも可能である。通常損費用〇〇万円は借主負担とする」といった特約が結ばれ、退去時に経年劣化以上判例は「賃借人がその旨を明確に認識しているか、というのが学生の指摘である。だから国民生活センターなどに多くの相談が寄せられていると考えられる。

原状回復ガイドラインに実効性をもたせることは、賃貸管理業だけでなく不動産産業全体のステータス向上のためにも必要なことである。